

松塩地域水道事業広域化研究会 設置要綱(案)

(設置)

第1条 長野県水道ビジョンに示す方向性を踏まえ、水道事業の広域化を推進する方策を研究するため、松塩地域水道事業広域化研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 研究会は、松本市、塩尻市、山形村及び長野県がこれを設置する。

(所掌事項)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 水道事業広域化の形態・手法に関する事項
- (2) 関係団体における合意形成に関する事項
- (3) その他水道事業広域化に関し必要な事項

(組織)

第4条 研究会は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置く。
- 3 座長は、構成員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を掌理し、研究会を代表する。

(会議)

第5条 研究会は、座長が招集する。

- 2 座長は、研究会を主宰する。
- 3 座長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、説明等を求めることができる。
- 4 座長は、会議に別表2に掲げるオブザーバーに参加を求めることができる。

(幹事会)

第6条 研究会の所掌する事務の運営を円滑に行うため、研究会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる幹事をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事の互選により定める。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その会議を主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を幹事会に出席させ、説明等を求めることができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、長野県企業局水道事業課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月 日から施行する。

別表1（第4条関係）

構成員

団体名	職名
松本市	上下水道局長
塩尻市	水道事業部長
山形村	建設水道課長
長野県	公営企業管理者

別表2（第5条関係）

オブザーバー

団体名	職名
長野県	環境部水大気環境課長

別表3（第6条関係）

幹事

団体名	職名
松本市	上下水道局総務課長、上水道課長
塩尻市	上水道課長
山形村	建設水道課長
長野県	企業局水道事業課長、松塩水道用水管理事務所長